

お知らせ掲示板

くらし

お墓参り用臨時バス運行 **無料**

期 3月19日(金)～21日(日) **因** お墓参りが多い3月のお彼岸の時期に、三山荘～桃尾墓園間で臨時バスを運行します

※途中での乗り降りはできません。

【三山荘までのバス(有料)】

熊本都市バス「三山荘」行(熊本桜町バスターミナルは26番のりば)

※三山荘バス停で下車し、臨時バスに乗り継ぎ。

【運行時間】

※三山荘・桃尾墓園間は約10分。

3月19日(金)

| | 三山荘→桃尾墓園 | 桃尾墓園→三山荘 |
|---|----------|----------|
| 1 | 9:10 | 9:25 |
| 2 | 9:45 | 10:05 |
| 3 | 10:45 | 11:05 |
| 4 | 11:45 | 12:05 |
| 5 | 12:45 | 13:05 |
| 6 | 13:45 | 14:35 |

3月20日(祝)～21日(日)

| | 三山荘→桃尾墓園 | 桃尾墓園→三山荘 |
|---|----------|----------|
| 1 | 9:05 | 9:20 |
| 2 | 10:07 | 10:27 |
| 3 | 11:07 | 11:27 |
| 4 | 12:07 | 12:27 |
| 5 | 13:00 | 13:20 |
| 6 | 13:50 | 14:35 |

詳しくは、ひごまるコール(☎334-1500)へ。

(健康福祉政策課 ☎328-2340)

マイナンバーカードサテライトを開設します

期 3月19日(金)～**時** 午前11時～午後7時 **因** 平日夜間・土日もマイナンバーカードの手続きができる「マイナンバーサテライト」をサクラマチクマモト地下1階に開設します。マイナンバーカードの受け取りには事前予約が必要です

(地域政策課 ☎328-2067)

統合型ハザードマップ(紙版)を各家庭に配布します

因 市ホームページで公開している統合型ハザードマップの紙版を、3月31日までに市内の全世帯に配布します。自宅周辺の災害リスクや避難行動について確認ください

(危機管理防災総室 ☎328-2490)

原付バイクの廃車手続きなどはお早めに

因 軽自動車税(種別割)は、毎年4月1日現在でバイク、軽自動車または小型特殊自動車(農耕作業用、その他)などを所有している方に課税されます。お持ちの車両を廃車したり、他人へ譲渡した場合は、3月中に手続きを済ませてください。未手続きの方は引き続き課税となります

■手続きなど

場 市民税課、区役所税務室、総合出張所 ※本市窓口での受付は、排気量125cc以下の原付バイクおよび小型特殊自動車(農耕作業用、その他)に限ります。

【廃車】 **因** ナンバープレート、所有者の印鑑、確認事項[車名、車台番号、排気量(盗難の場合は被害に遭った日、警察へ届けた日、警察署名、受理番号)]

【名義変更】 **因** 新所有者と旧所有者の印鑑、免許証など(新所有者の住民登録が市外の場合)、確認事項[ナンバープレートの番号、車名、車台番号、排気量(「販売または譲渡した証明」欄の記入・押印必須)]

※軽自動車税(種別割)は、使用の本拠地(定置場)がある市区町村に納める税です。定置場が市外に変わる場合は手続きが必要です。

詳しくは、市ホームページ、市民税課または区役所税務室へ。

(市民税課 ☎328-2181)

犯罪被害から身を守りましょう！ ～つきまとい等にご注意ください～

市内でも、子どもや女性などに対する「つきまとい」や「わいせつ事案」などが発生しています。

犯罪被害にあわないために、できるだけ一人になることを避け、明るい道や人通りの多い道を通るようにしましょう。

また、身の危険を感じたら、迷わず大声や防犯ブザーで周囲に助けを求めましょう。

熊本県警では、地域で発生した犯罪情報や、被害防止情報などをいち早く届ける「ゆっぴー安心メール」を配信しています。詳しくは、熊本県警ホームページへ。



(生活安全課 ☎328-2397)

交通遺児援助基金

因 市内に住む小・中学生で、交通事故で親を失った方や親が交通事故で後遺障害を患った方に対して援助を行っています

■援助の内容

【就学援助金の支給】交通遺児の小・

中学校入学および中学校卒業時に、就学援助金を支給

【図書カードの支給】教育用品購入補助として、交通遺児全員に図書カードを支給

■募金箱を設置しています

市庁舎1階ロビーに交通遺児の就学支援のための募金箱を設置しています。今後とも皆様のご協力をお願いします。

交通遺児援助金への寄付をいただいた方々に感謝状を贈呈しました。詳しくは、市ホームページへ。

(生活安全課 ☎328-2397)



賃貸住宅の退去トラブルに注意！

賃貸住宅を退去する際に、原状回復費用として敷金が返金されない、敷金を上回る金額を請求されたという相談が寄せられています。

▶トラブル防止のポイント

- ・入退去時は、家主や仲介業者などの家主側と一緒に部屋の現状を確認しましょう。その際、修繕が必要と思われる箇所の写真を撮り、証拠となる記録を残すことが大切です。
- ・修繕費用を請求された場合、内容をよく確認し、納得できない点は十分な説明を求めましょう。
- ・入居前に必ず契約書を確認しましょう。ハウスクリーニング費用を借主負担とするなどの特約は原則として有効となるため、退去時の特約等を確認しておくことが大切です。

詳しくは、市ホームページまたは消費者センター(午前9時～午後5時)へ。

(消費者センター ☎353-2500)



700MHz利用推進協会によるテレビ受信障害対策工事実施

3月18日より市内一部地域で、携帯電話の新しい電波利用を開始します。それに伴い、テレビ映像に影響の出る恐れのある家庭に以下のチラシを配布します。



(チラシのほん)

工事作業者が費用を請求することは一切ありません。訪問する作業者は、「テレビ受信障害対策員証」を携行しています。不審に思ったら提示を求め、コールセンター(☎0120-700-012)

または☎050-3786-0700 午前9時～午後10時)へ問い合わせください。また、影響が出た場合には、回復作業を行いますので、コールセンターに連絡ください。回復作業は無料です。

(情報政策課 ☎328-2057)

点字の納税概要書を送付します

因 希望者に対して、固定資産税・市県民税・軽自動車税の納税通知書と一緒に点字の概要書(納税義務者名、税目、年税額、納期、納期ごとの税額などを記載)を送付します **申** 3月15日までに電話で固定資産税課へ

(固定資産税課 ☎328-2195)

TO熊カードの払戻期限は3月31日まで

因 TO熊カード(磁気カード式乗車券)の残金の払い戻しは3月末までです。残高のあるTO熊カードをお持ちの方は発行元の事業者窓口で手続きをしてください ※TO熊カードの残金がプレミアム額を下回る場合は払戻しできません **因** 身分証明書 **因** お手元のTO熊カード裏面の連絡先へ

(交通局総務課 ☎361-5233)

事業ごみはごみステーションには出せません

業種や規模にかかわらず、事業活動に伴って生じたすべてのごみのことを「事業ごみ」と言います。事業ごみは、事業者の責任で適正に処理することが義務付けられており、たとえ少量であっても、ごみステーションに出すことはできません。

事業者が自ら処理施設に持ち込むか、廃棄物処理業の許可を持つ業者に処理を委託してください。

詳しくは、市ホームページ「事業ごみを廃棄したい時には？」へ。

(事業ごみ対策室 ☎328-2365)



高濃度ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物は3月末までに必ず処分してください

業務用の蛍光灯の安定器等のうち、高濃度PCBを含む機器等は、法律で3月31日までに処分することが定められており、それ以降の機器等の使用、所有は禁止されています。

また、PCBを含有する機器等は、許可を有する専門業者へ処分を委託する必要があります。※処分期間以降は処分の委託ができません。

電気設備の工事業者が機器交換工事で取り外したPCB含有の機器を大量に保管していた事例もありません。いま一度、確認をお願いします。

詳しくは、事業ごみ対策室へ。

(事業ごみ対策室 ☎328-2365)

くらしの中の人権 88

ハンセン病回復者とその家族に関する問題

ハンセン病は、「らい菌」という細菌による感染症ですが、感染力は極めて弱く、現在は治療方法が確立した治癒する病気です。

ハンセン病患者を隔離する必要は全くありませんが、国の長年にわたる強制隔離政策により、病気に対する差別意識が社会に根付き、ハンセン病回復者だけでなく、その家族までも人権上の制限や差別等を受けてきました。

ハンセン病回復者、さらにはその家族に対する偏見や差別といった人権侵害の多くは、誤った医学的知識や思い込みから生じています。

本市では、人権週間やさまざまな啓発イベントにおいて、啓発活動に取り組んでいます。市民一人ひとりが、ハンセン病について正しい知識を持ち、自分自身のことと受け止めながら、すべての人の人権が尊重される社会を実現するよう努めていきましょう。

【人権擁護委員表彰】

永年にわたって地域の中で、人権擁護活動に尽くされた功績により本市からは、勝本 映美さん、谷口 美樹さんのお二人が法務大臣表彰を受賞されました。

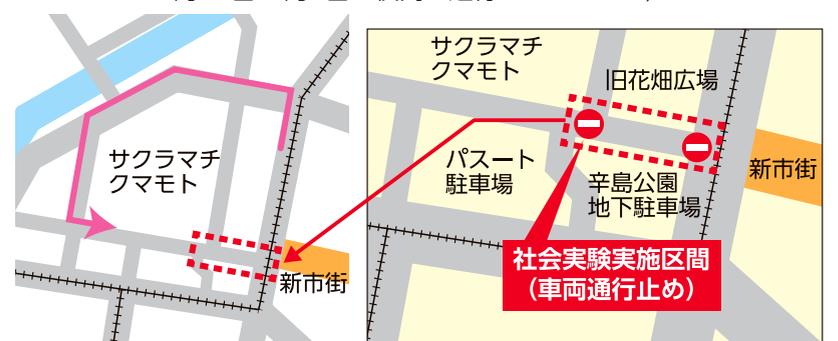
(人権政策課 ☎328-2333)

辛島公園北側道路で通行止めの社会実験を行います

辛島公園北側道路(市道辛島町第一号線)の約80mの区間を通行止めにし、周辺交通への影響を検証するために、車道部分を歩行者空間化します。ご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。

実施日時 2月28日(日)午前7時～3月2日(火)午後9時

※2月28日、3月1日は夜間の通行もできません)



※パースト駐車場、辛島公園地下駐車場を利用の方は上記 → ルートから進入してください。

(都市整備景観課 ☎328-2537)